



## 高知県地域福祉支援計画

～ 新しい支え合いのカタチ 「高知型福祉」の実現 ～

# 第4章 地域福祉のビジョンづくり

1. 計画の一体的な策定・・・・・・・・・・ P88
2. 計画策定に当たっての大切な視点・ P90
3. 計画の基本事項・・・・・・・・・・ P93

## 第4章 地域福祉のビジョンづくり

ここでは、地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容や策定の視点などを示します。

### 1. 計画の一体的な策定

- 市町村の「地域福祉計画」は、少子高齢化の進展などにより、地域の支え合いの力が低下する中で、地域の現状や課題を明らかにして、その解決に向けて地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域福祉を推進するために策定するものです。市町村がどのように地域福祉を進めていくのか、基本方針、基盤整備、体制づくり、要援護者の支援などを明らかにするための計画です。
- 市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、地域住民をはじめ、ボランティア団体、NPOなど多様な団体が参加して策定するもので、地域福祉の推進を目的として、地域福祉への住民の参加促進や地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発など、市町村の計画と互いに補完・補強しあうものです。
- 人口減少や高齢化の進行、生活課題が多様化している現状を踏まえ、地域福祉を推進するためには、今こそ、これらの計画が「地域福祉アクションプラン<sup>37</sup>」として一体的に策定されることが必要です。

現在、県内では、地域福祉計画を策定しているのは6市町村、地域福祉活動計画を策定しているのは7市町村社会福祉協議会にとどまっています。

※6市町村とは、室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十市、佐川町、梶原町

7市町村社会福祉協議会とは、須崎市、土佐清水市、本山町、土佐町、佐川町、日高村、四万十町

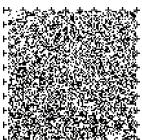
地域ごとに、行政や社会福祉協議会をはじめ福祉関係者、地域住民がともに話し合い、それぞれの地域の現状や課題を共有し、その実情に応じた必要なサービスの確保や支え合いの仕組みづくりなどを、官民協働で策定し、実践されるように取組を進めます。

#### ●市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画の一体的な策定

- ・計画策定作業などを通しての住民主体の協議と実践活動の促進
- ・福祉サービスの充実に向けた実行性のある計画の策定
- ・計画を推進していくための体制づくり

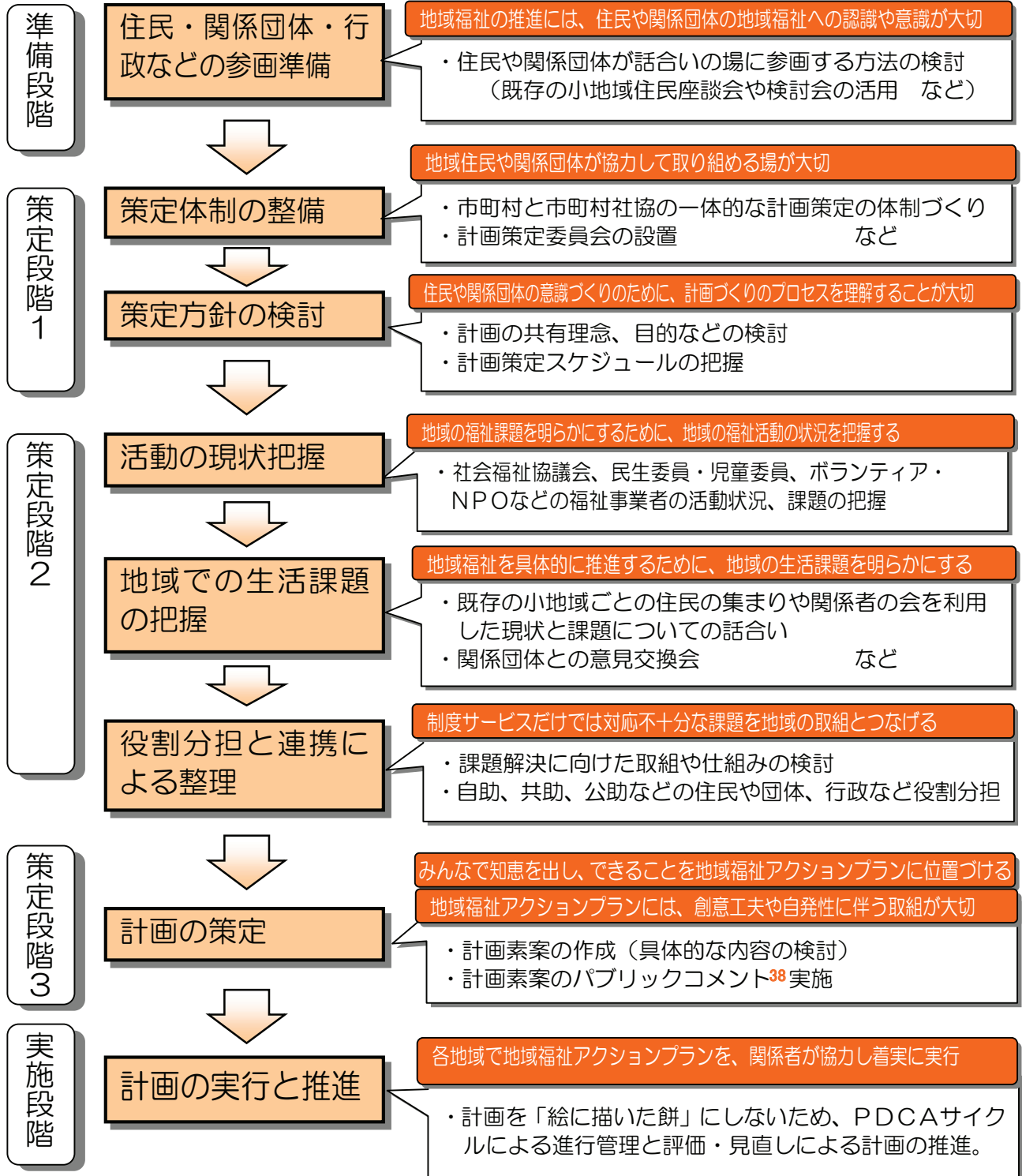
市町村と社会福祉協議会が連携・協力し、地域福祉アクションプランとなる地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することを、高知県社会福祉協議会と協力して支援します。

<sup>37</sup>アクションプラン：何かの課題解決のための計画書。現状を分析し、課題や目標を明確にし、誰が何をいつまでに、それぞれの実施効果を明確にするもの。



## ●地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方法のフロー

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定方法や手順には、決まったものはありません。地域の実情に合った方法で計画を策定します。



第1章

計画策定の背景

第2章

計画の基本的事項

第3章

計画の内容

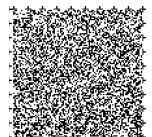
第4章

地域福祉のビジョンづくり

第5章

地域福祉の取組事例の紹介

<sup>38</sup>パブリックコメント：重要な計画や規則などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続。



## 2. 計画策定に当たっての大切な視点

住民が地域の情報を共有し、活動しやすい範囲での地域福祉の推進が、きめ細やかな対応や取組につながることから、計画策定に当たっては小地域ごとの話し合いを基本とした取組が大切になります。

### (1) 小地域の設定

小学校や中学校区など、住民に身近な生活圏域

- ・ 地域には、自治会、町内会、集落、地区、学校区などがあります。
- ・ 地理的状况やこれまでの地域のつながり、生活圏域などから関係者が参加しやすい範囲で、住民の参加と協力により地域福祉活動に取り組むことが大切です。

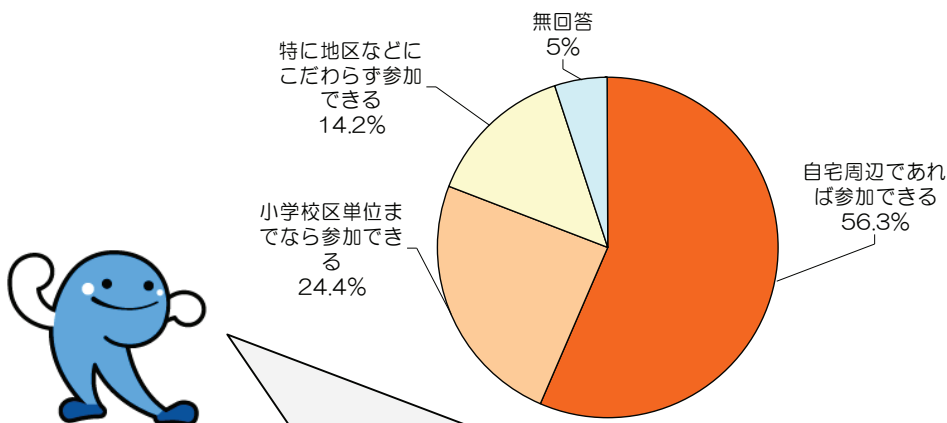
(例) 旧町村単位や住民座談会エリアなど

### 県民の皆さんの意識は・・・

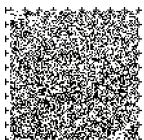
#### 平成21年度県民世論調査

問

地域の活動に参加する場合の活動範囲は、どの程度までなら参加しようと思いますか？（1つ選択）



住まいから近い「自宅周辺」や「小学校区単位」の範囲内なら、地域での活動に参加しやすいようです。



## (2) 地域での協議と実践活動

### 地域での協議（話し合い）

小地域では、まず、住民、行政をはじめ関係者が集い話し合うことが大切です。

- ・福祉サービスの現状や地域の課題について話し合い情報共有する
- ・地域福祉活動への理解を深める
- ・課題解決に向けみんなで考える
- ・具体の実行計画（アクションプラン）を話し合う



新たに場をつくる  
ことはないよ！  
既存の集まる場を  
利用することも大  
切だよ。

### 地域での実践活動

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画（アクションプラン）を作り、実行しましょう。

#### 地区協議会【イメージ】

計画の進行管理、情報集約、活動の支援、調整

#### 推進活動の展開

- 例）
- ・あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
  - ・地域での高齢者や障害者、こどもの見守り活動
  - ・災害時要援護者の把握
- など

行政

地域住民

福祉関係者

ボランティア団体

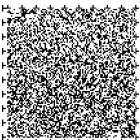
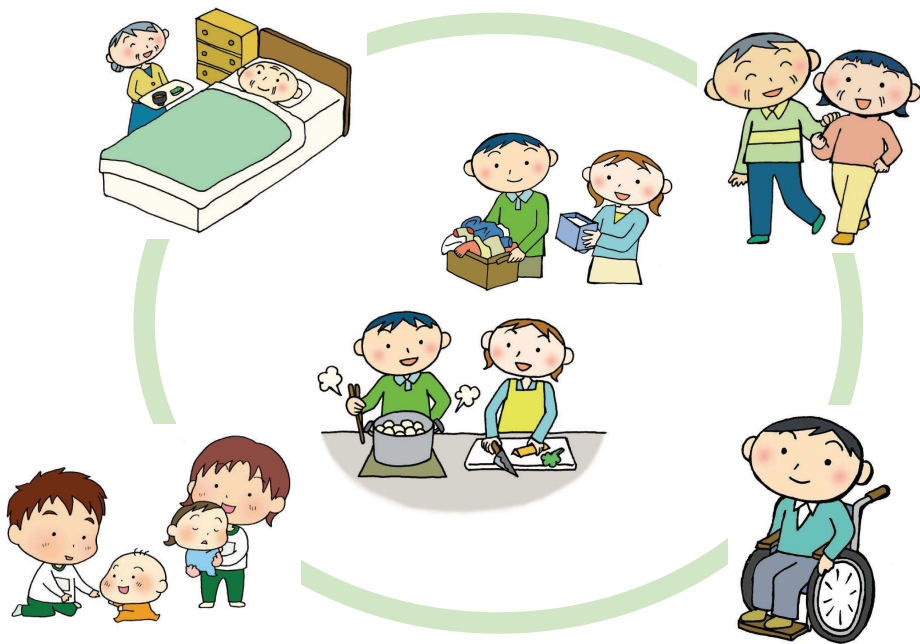
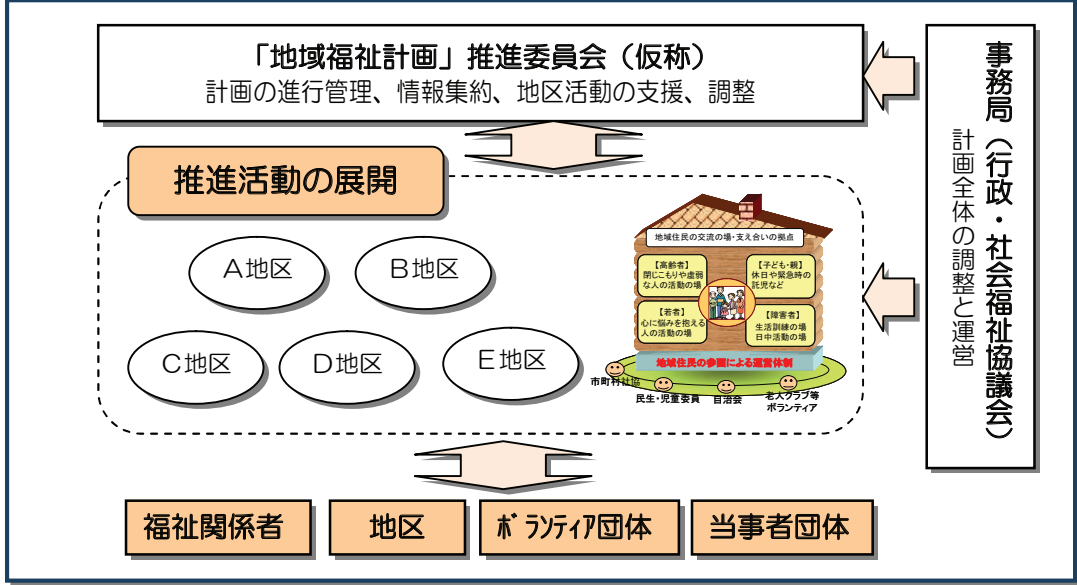
当事者団体



### (3) 市町村の推進体制

小地域のアクションプランとしての活動を継続支援していくため、市町村や社会福祉協議会、民間団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制をつくるのが大切です。

**【市町村推進体制（イメージ）】PDCAサイクルで、着実な地域福祉の推進**



### 3. 計画の基本事項

#### (1) 地域福祉計画（市町村）の基本事項

地域福祉計画とは、市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにする社会福祉法第107条に基づく計画です。

#### ■計画に盛り込む内容

##### ●法定又は国の指針により計画に盛り込む事項

##### ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(例えば・・・)

- ・福祉サービスを必要とする者への情報提供や相談支援体制の整備
  - ・福祉サービスを利用しようとする者が必要な福祉サービスを選択できる情報提供などの体制整備
  - ・支援を必要とする者が必要な福祉サービスを利用できるためのネットワークや連携体制の整備
  - ・福祉サービス提供に従事する者が専門性や資質の向上を図るための体制整備
  - ・福祉サービス利用者の権利擁護や苦情を解決するための体制の整備
  - ・社会的に支援を必要とする者への対応
- など

##### ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(例えば・・・)

- ・地域の課題とニーズを把握したうえで、福祉制度サービスと地域の支え合い活動などの連携
  - ・地域で支援を必要とする者への福祉、保健、医療などの分野が連携したサービスの提供
  - ・地域の支え合い活動や保健、医療などの分野と連携した取組の推進
  - ・支え合いの拠点となる「あったかふれあいセンター」などの役割
- など

##### ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(例えば・・・)

- ・地域住民や地域の団体などの地域福祉推進への主体的な参加の促進
  - ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの、社会福祉活動への支援や連携
  - ・地域福祉を推進する人材の確保や育成
  - ・拠点確保の支援策
- など



##### ④要援護者への支援に関する事項

(例えば・・・)

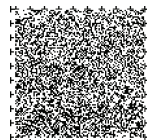
- ・要援護者の情報把握と共有及び支援や体制づくり
- など

##### ●法定以外の事項で計画に盛り込む事項

(例えば・・・)

- 地域住民、ボランティア、社会福祉団体及び施設を運営する者、市町村社会福祉協議会、行政、その他の者の役割（自助・公助・共助<sup>39</sup>の役割）
- など

<sup>39</sup>自助・共助・公助：自助は、自らの努力でなすことを意味し、共助は地域等での助け合いを意味し、公助は行政等による公的援助を意味する。



## (2) 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

### ■計画に盛り込む内容

#### ●計画に盛り込む事項

##### ① 地域福祉への住民の参加促進

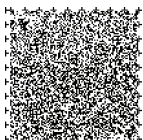
(例えば・・・)

- ・ボランティア活動・NPOなどへの参加促進
- ・見守り活動など地域での支え合い活動の推進
- ・地域福祉活動やボランティアプログラムの開発 など

##### ② 地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発

(例えば・・・)

- ・住民が気軽に集まれる場、相談支援のための拠点の整備
- ・住民や地域の福祉課題を把握し、必要な支援（福祉サービス）を実施するための仕組みづくり
- ・地域福祉のネットワークづくり など





### (3) 高知型福祉を進めていくための取組

こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠や概念を超えて、地域の実情に即した、新しい福祉の形を地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に、次の内容を盛り込んでいただき、計画に基づく実践活動を推進していくことが重要です。

#### ①地域福祉の拠点の整備

- ・誰もが利用できる「集う」機能を基本に、住民の交流や創作活動、高齢者や障害者の一時預かり、集いの場への送迎サービスや泊まる機能など、地域ニーズに応じたサービスの提供。
- ・地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、その活動拠点としての支え合い活動の推進。
- ・訪問、相談、つなぎ機能を充実強化し、地域の要援護者の早期発見、見守り支援ネットワークづくり（地域包括支援ネットワークシステムの構築）などの活動の推進。

#### ②「新たな支え合い」の促進

- ・高齢者や障害者などの生活を維持するため、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりの促進。

#### ③「地域包括支援ネットワークシステム」の構築

- ・地域の要援護者の早期発見、早期対応をするための見守り支援ネットワークづくり。（地域包括支援ネットワークシステムの構築）

